

# カーボンオフセット都市ガスバイヤーズアライアンス会員規約

## 第1条（カーボンオフセット都市ガスバイヤーズアライアンスの目的）

1. カーボンオフセット都市ガスのバイヤーズアライアンス（以下、「バイヤーズアライアンス」という）は、持続可能な社会実現に向けたカーボンオフセット都市ガスの認知、価値向上、その他目的を達成するための様々な活動を行うこと（以下「本目的」という）を目的とする。

## 第2条（会員規約の適用）

1. この会員規約（以下「本会員規約」という）は、バイヤーズアライアンス事務局（以下「事務局」）と会員の一切に適用される。

## 第3条（用語の定義）

本会員規約における用語の定義は、次の通りです。

(1) 「カーボンオフセット都市ガス」とは、都市ガスのライフサイクルで発生する温室効果ガスの全部または一部を、国内外の様々なプロジェクトで削減・吸収したCO<sub>2</sub>で相殺すること（カーボン・オフセット）により、地球規模での温室効果ガス削減に貢献可能な都市ガスです。

(2) 「会員」とは、本会員規約に基づく会員契約を事務局と締結した者

## 第4条（規約の変更）

1. 本会員規約は、事務局が必要と認めた場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により周知することにより変更できるものとし、変更の効力発生日以後の事務局と会員の関係、バイヤーズアライアンスの活動等は、最新の本会員規約によるものとします。

2. 変更後の本会員規約は、事務局が別途定める場合を除き、事務局所定の方法により通知又は公表した時点から効力を生じるものとする。

## 第5条（事務局）

1. バイヤーズアライアンスは、事務局を設置する。事務局は東京ガス株式会社が担当する。

## 第6条（会員の資格、会員契約の成立）

1. 会員となることを希望する者は、会員となる資格として、以下の各号全ての要件を満たす必要がある。但し、事務局は、(2)、(6)の条件を満たさない方についても入会資格を認める場合がある。

(1) 第1条に定める本目的に賛同すること

(2) 主たる事業活動の拠点が日本国内にあること

(3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力により事業活動を支配されていないこと

(4) 役員又は従業員に、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に所属する者のいないこと

- (5) 事務局からの連絡が可能な電話番号及びメールアドレスを有すること
  - (6) カーボンオフセット都市ガスをいずれかの自社サイトで採用又は供給を受けていること
2. 入会の申し込みをした者は、入会申し込みを行った時点で、本会員規約の内容に同意したものとみなす。
  3. 会員契約は、会員となることを希望する者が事務局所定の誓約書を事務局に提出し、これに対して事務局が所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとする。

#### 第7条（サービス等）

1. 事務局は、会員のために、以下の各号に定めるサービス（以下、総称して「本サービス」という。）を提供する。事務局は、会員への事前の通知なくして、本サービスの名称、内容、仕様等を変更することがある。

(1) 事務局の運営（会員管理を含む）

(2) 事務局が本目的のために提供する以下のサービス

- ①カーボンクレジットやオフセットの理解醸成に向けた多層的なプロモーション展開
- ②会員間の交流や最新情報の取得・発信を目的とした場の提供（勉強会やウェビナー等の開催）
- ③その他本目的を達成するために必要な活動

#### 第8条（活動費）

1. 第6条（6）の要件を満たすことを条件とし、活動費は別途発生しないものとする。

#### 第9条（有効期間）

1. 本会員規約に基づく会員としての資格の有効期間（契約期間）は、原則として第6条（6）の要件に該当するカーボンオフセット都市ガスの契約期間と準ずるものとする。但し、事務局が別途認めた場合はこの限りではない。

#### 第10条（担当者）

1. 会員は、事務局の定める方法により、当該会員における担当者を事務局に届け出るものとする。
2. 本会員規約の適用にあたり、当該担当者の行動については当該会員が一切の責任を負うものとする。

#### 第11条（変更の届出）

1. 会員は、事務局へ届け出た誓約書に関わる事項に変更が生じた場合、又は前条に定める担当者に変更が生じた場合、速やかに事務局が定める方法により変更手続きをとるものとする。

#### 第12条（秘密保持）

1. 会員は、会員契約を通じて知り得た事務局及び他の会員の秘密情報（以下「秘密情報」という）を、秘密として保持し、当該相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者（他の会員を含む）に対して開示、漏洩、複製、複写、翻案又は翻訳等してはならず、また、本会員規約に定める目的以外に使用してはならない。ただし、相手方から事前書面による承諾を受けた場合、及び、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

(1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

(2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(3) 相手方から提供された情報によらず、独自に開発した情報

(4) 自己の責によらないで公知となった情報

2. 会員は、相手方又は事務局の指示があった場合又は本規約が終了した場合は、相手方の指示に従い速やかに秘密情報を、原状に回復したうえで、返却又は廃棄し、以後使用しないものとします。

3. 本条に定める会員の義務は、会員契約終了後も存続するものとする。

#### 第13条（知的財産権等）

1. 会員契約に基づき事務局から提供される情報、報告書、資料等の一切（以下「資料等」という）に関する著作権法上の各権利（著作権法第27条及び第28条所定の権利を含む）、商標又は意匠登録を受ける権利その他の知的財産権は、会員又は第三者が従前から保有していた権利を除き、事務局又は資料等の提供元に帰属するものとする。

2. 会員は、会員契約を通じて入手した資料等を本目的のために必要最小限の範囲で使用することができ、また、複製、翻案することができるものとする。

#### 第14条（譲渡等の禁止）

会員は、事務局の事前の書面による承諾がある場合を除き、会員としての地位、本会員規約に基づく権利、義務の全部又は一部を、第三者に譲渡、売買、名義変更、承継、使用权の設定、質権の設定その他担保に供する等できないものとする。

#### 第15条（サービスの中断等）

1. 事務局は、以下のいずれかに該当する場合には、会員への事前の通知又は承諾を要することなく、バイヤーズアライアンスの運営・各種活動及び本サービスの全部又は一部を中断することがある。

(1) 本サービス用設備等の保守を定期的に又は緊急に行う場合

(2) 事務局が利用している電気通信事業者・提携事業者の設備等の保守を定期的に又は緊急に行う場合

(3) 火災、地震、洪水、戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができない場合

(4) その他、運用上又は技術上、本サービスの中断が必要と事務局が判断した場合

2. 事務局は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により、バイヤーズアライアンスの運営・各種活動及び本サービスの提供の遅延又は中断等が発生したとしても、当該事由に関して事務局に故意又は重大な過失がない限り、これに起因して会員または第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

#### 第16条（免責）

1. 事務局は、本サービスの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し何らの保証も行わないものとし、会員は、本サービスの利用及び本サービスを利用してなされる一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとする。

2. 会員は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は、第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。

#### 第17条（退会）

1. 会員は、事務局所定の手続きを行うことにより、退会することができる。

#### 第18条（会員資格の喪失）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、事務局は会員の会員としての資格を何らの予告なく取り消すことがある。

(1)事務局またはバイヤーズアライアンスの名誉または信用を著しく損なう行為があったと認められる場合

(2)故意又は過失により事務局又は他の会員に損害を与えた場合

(3)第6条に定める入会資格を失った場合または入会資格のないことが判明した場合

(4)本規約の重大な違反行為があった場合

(5)その他、事務局が会員として適当でないと判断した場合

#### 第19条（会員の名称、ロゴ、商標等の開示）

1. 会員は、事務局に対し、当該会員の名称、当該会員が保有する別紙記載の登録商標及びロゴ等（以下「本商標等」という。）について、本目的及びその他のバイヤーズアライアンスの活動に必要な範囲で通常使用権を許諾し、事務局は当該範囲内で本商標等を使用する義務を負うものとする。

(1) 使用地域：日本国内

(2) 使用範囲：本目的及びその他のバイヤーズアライアンスの活動に必要な範囲において、ホームページやパンフレット、その他広報物への掲載等の形式で使用する

(3) 使用料：無償

2. 会員は、事務局に対し、本商標等に係る商標権等の権利を当該会員単独で保有していることを保証する。

3. 事務局は、第三者が本商標等を侵害していること又はそのおそれがあることを発見した場合、直ちに当該会員にその内容を報告する。この場合、当該会員は、自己の責任と費用負担で当該侵害又はそのおそれの排除若しくは予防のために必要な行為を行う。

4. 事務局による本商標等の使用に関して第三者から権利侵害の主張、損害賠償の請求その他の主張若しくは請求がなされた場合、又は本商標につき第三者から無効事由若しくは取消事由があると主張された場合（無効審判若しくは取消審判を請求された場合を含む。）、当該会員がその責任と費用負担でこれに対処する。

5. 事務局は、本商標等の使用にあたって、会員の定める本商標等に関するガイドラインその他会員が事前に事務局に提示する文書の定めに従うものとし、事務局は、事前に会員の承諾を得た場合を除き、会員の本商標等を加工、修正又は変更してはならないものとする。

6. 事務局は、解消、解散その他理由の如何を問わず、バイヤーズアライアンスが終了した場合

には、本商標等の使用を速やかに停止するものとする。但し、当該時点において、すでに事務局が発行等したパンフレットその他の広報物について、削除又は撤去することが困難なものについてはこの限りではない。

#### 第 20 条（反社会勢力の排除）

1. 会員は、バイヤーズアライアンスの会員資格の取得時及び取得後において、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者に該当しないことを表明し、保証するものとする。
2. 会員が前項のいずれかに該当すると事務局が判断した場合、事務局は、何らの通知・催告なく、会員資格の停止または喪失（会員登録の抹消）をすることができるものとする。当該会員資格の停止または喪失処分をしたことにより、当該会員に生じた不利益、損害について、事務局は、一切の責任を負わないものとする。

#### 第 21 条（合意管轄）

会員規約、その他バイヤーズアライアンス、事務局及び会員に関する訴訟については、その訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 22 条（準拠法）

会員規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従い解釈されるものとする。

#### 第 23 条（信義誠実）

1. 本会員規約に定めのない事項又は本会員規約の条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、信義に則して解決する。

#### 附則

1. 本会員規約は、2021 年 3 月 9 日より実施する。
2. 2021 年 1 月 1 日初版
3. 2024 年 9 月 2 日第二版